

特定機械等の製造許可、製造時等検査等に係る 現行制度等

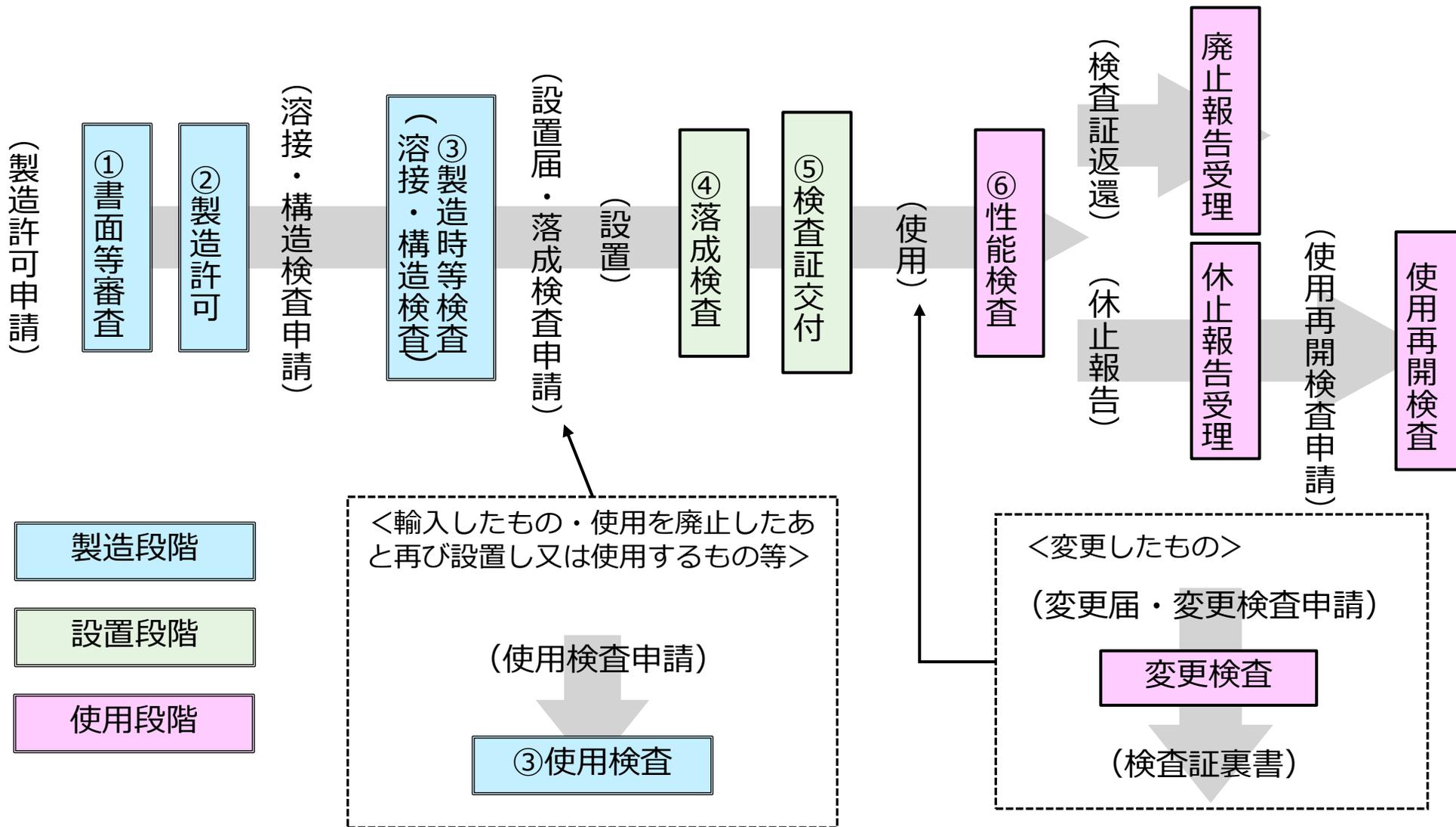
労働基準局安全衛生部

ひと、くらし、みらいのために

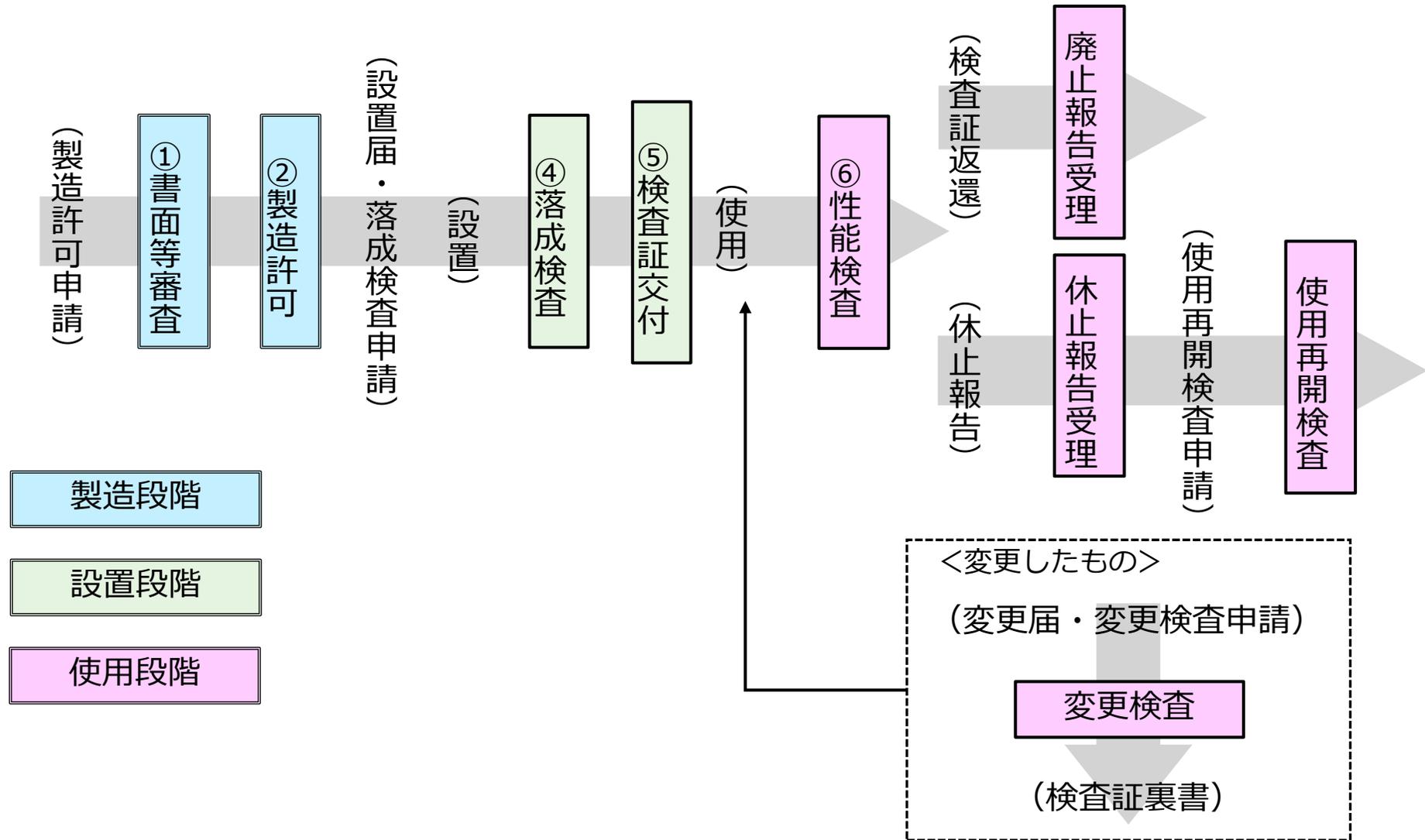


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

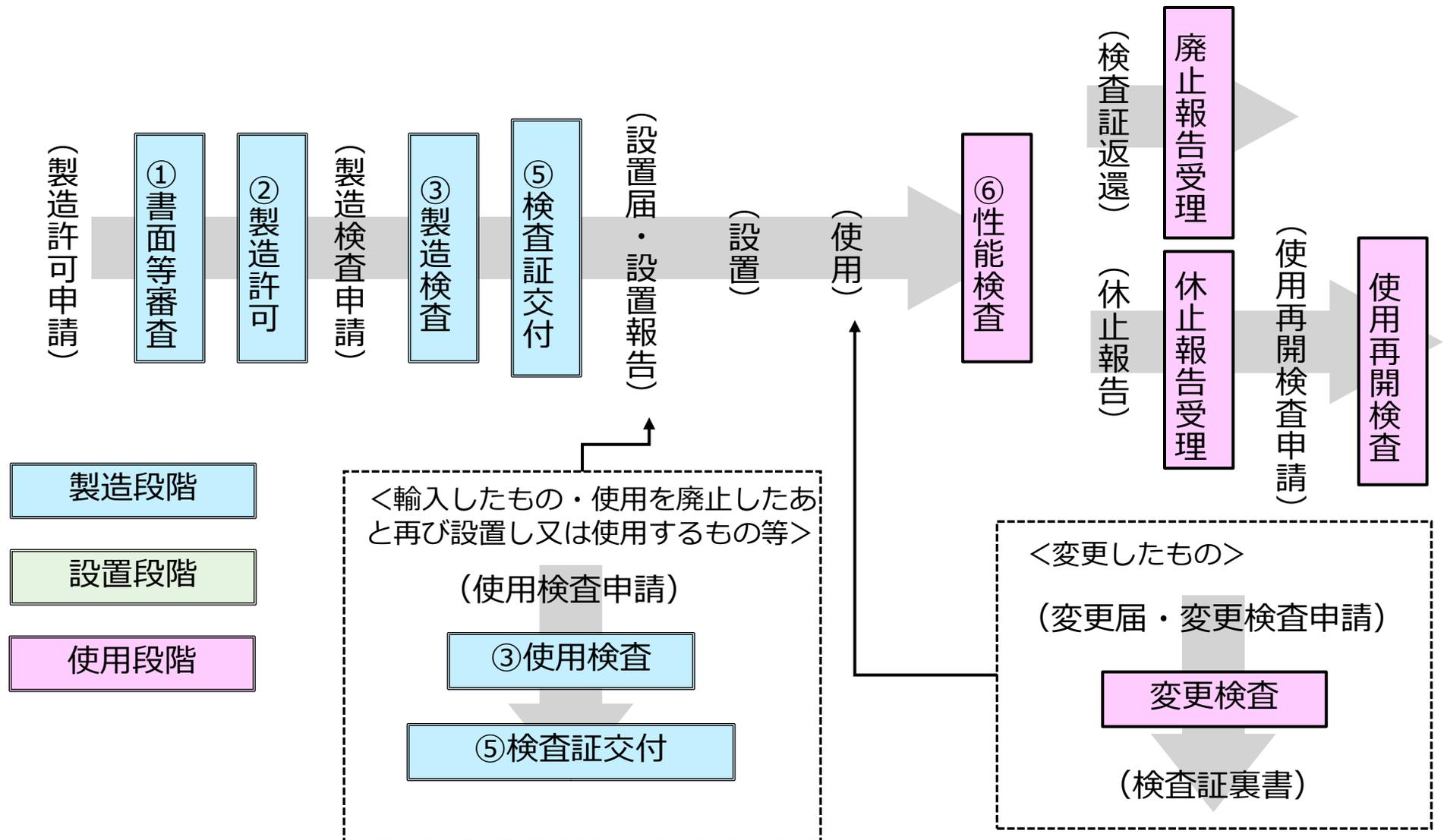
検査等制度（ボイラー等（ボイラー、第一種圧力容器））



検査制度（クレーン等（クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト））

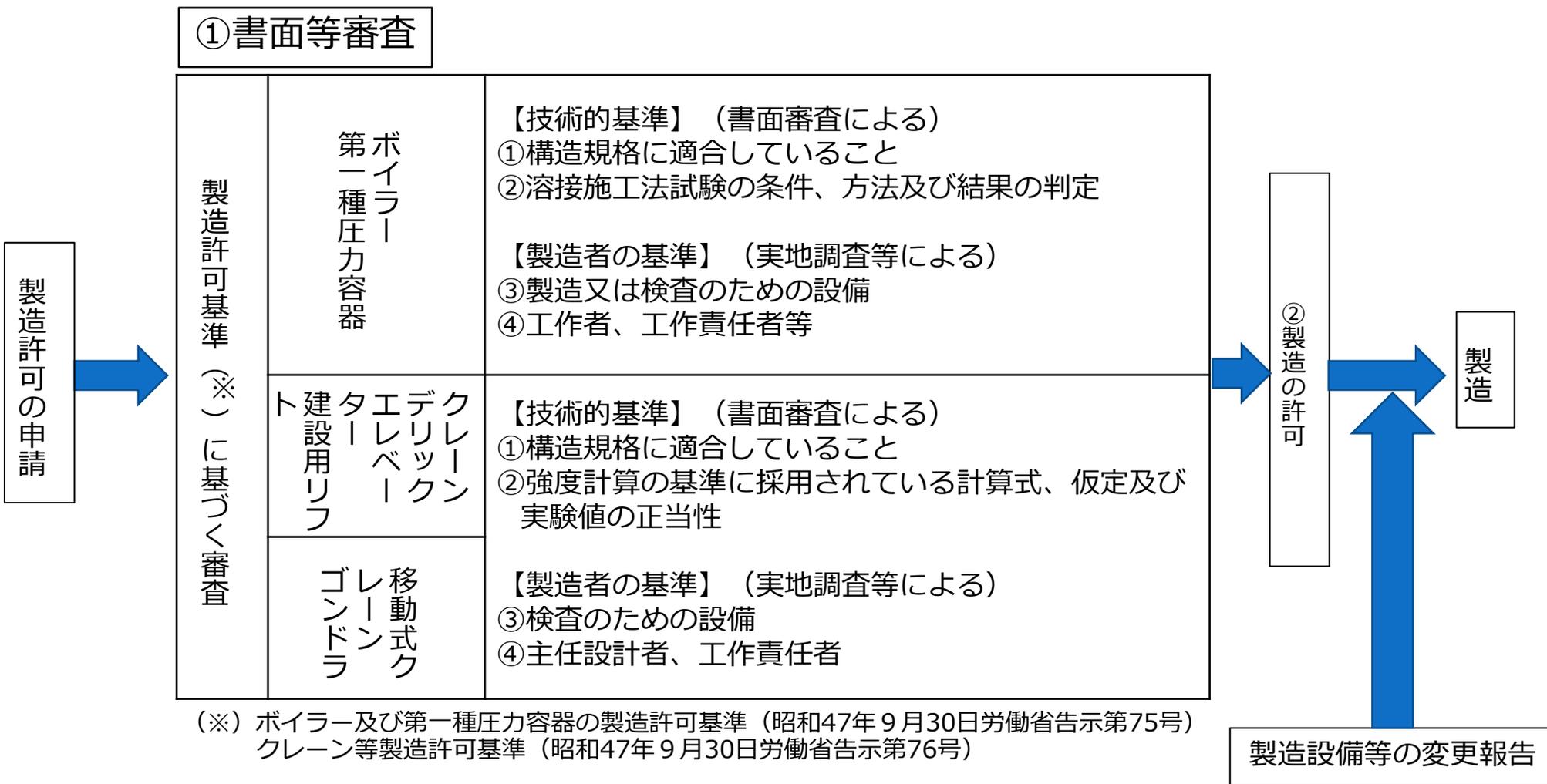


検査等制度（移動式クレーン等（移動式クレーン、ゴンドラ））



特定機械等の製造許可の詳細（労働安全衛生法第37条）

特定機械等を製造しようとする者は、あらかじめ事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長の許可を受けなければならない。



特定機械等の製造許可及び製造時等検査の申請に必要な資料及び構造規格の内容

製造許可申請書に添える書面等

ボイラー	【技術的基準の確認材料】 構造を示す図面 次の事項を記載した書面 ○ 強度計算 ○ 溶接によって製造するときは、溶接施行法試験結果 【製造者の基準の確認材料】 ○ 工作責任者の経歴の概要 ○ 工作者の資格及び数 ○ ボイラーの製造及び検査のための設備の種類、能力及び数
第一種圧力容器	
クレーン	【技術的基準の確認材料】 クレーン等の組立図 次の事項を記載した書面 ○ 強度計算の基準 【製造者の基準の確認材料】 ○ 製造の過程において行う検査のための設備の概要 ○ 主任設計者及び工作責任者の氏名及び経歴の概要
デリック	
エレベーター	
建設用リフト	
移動式クレーン	
ゴンドラ	

製造時等検査に必要な資料

ボイラー	溶接検査：ボイラー溶接検査申請書、ボイラー溶接明細書 構造検査：構造検査申請書、ボイラー明細書
第一種圧力容器	
移動式クレーン	移動式クレーン製造検査申請書、移動式クレーン明細書、移動式クレーンの組立図及び移動式クレーンの種類に応じた構造部分の強度計算書
ゴンドラ	ゴンドラ製造検査申請書、ゴンドラ明細書、ゴンドラの組立図及びアームその他の構造部分の強度計算書

構造規格（厚生労働省告示）の内容

ボイラー (ボイラー構造規格(平成15年4月30日厚生労働省告示第197号))	第一章 材料 第二章 構造 第三章 工作及び水圧試験 第四章 附属品
第一種圧力容器 (圧力容器構造規格(平成15年4月30日厚生労働省告示第196号))	
クレーン (クレーン構造規格(平成7年12月26日労働省告示第134号))	第一章 構造部分等 第二章 機械部分 第三章 附属部分 第四章 加工 第五章 ワイヤロープ等
デリック (デリック構造規格(昭和37年10月31日労働省告示第55号))	第一章 構造部分 第二章 機械部分 第三章 ワイヤロープ 第四章 運転室及び運転台
建設用リフト (建設用リフト構造規格(昭和37年10月31日労働省告示第58号))	
エレベーター (エレベーター構造規格(平成5年8月2日労働省告示第91号))	第一章 構造部分 第二章 機械部分 第三章 加工 第四章 ワイヤロープ及びつりチェーン
移動式クレーン (移動式クレーン構造規格(平成7年12月26日労働省告示第135号))	第一章 構造部分等 第二章 機械部分 第三章 加工 第四章 ワイヤロープ及びつりチェーン
ゴンドラ (ゴンドラ構造規格(平成6年3月28日労働省告示第26号))	第一章 構造部分等 第二章 機械部分 第三章 加工 第四章 ワイヤロープ等

特定機械の製造時等検査の詳細

③製造時等検査

④落成検査

製造段階の検査の申請

厚生労働大臣が定める基準 (業務規程に基づく検査)	ボイラー 第一種圧力容器	溶接検査 ①開先検査 ②機械的試験 ③放射線検査 等	構造検査 ①材料検査 ②外観検査 ③水圧試験 ④附属品の検査 等
	移動式クレーン ゴンドラ	移動式クレーン ①外観検査 ②荷重試験 ③安定度試験 ゴンドラ ①外観検査 ②運転試験	

設置段階の検査の申請

ボイラー 第一種圧力容器	①ボイラー室の検査 ②配管の配置状況等の検査 ③据付基礎等の検査 ④附属品の検査 など、法令に基づく安全措置の履行状況について確認を行い、労働災害の発生のおそれがある場合には是正指導を行う
-----------------	--

クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト	(クレーン、デリック) ①運転試験 ②外観検査 (構造部分、走行レール、歩道等) など、法令に基づく安全措置の履行状況について確認を行い、労働災害の発生のおそれがある場合には是正指導を行う (エレベーター、建設用リフト) ①運転試験 ②外観検査 (昇降路、機械室、ピット等) など、法令に基づく安全措置の履行状況について確認を行い、労働災害の発生のおそれがある場合には是正指導を行う
-------------------------	--

※登録製造時等検査機関がない一部の局は都道府県労働局長が対応

(参考) 廃止・輸入した特定機械等

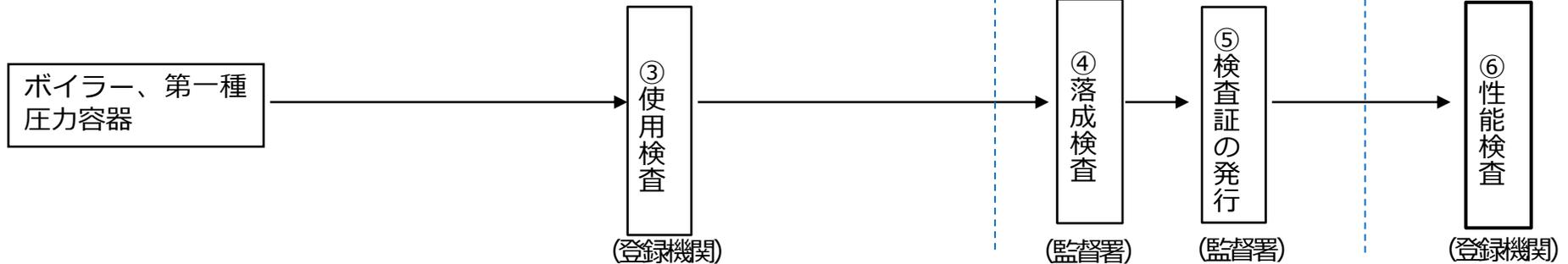
外国から輸入された特定機械等、製造時等検査等から設置しない期間が一定以上ある特定機械等及び使用を廃止したあと再び設置し又は使用する特定機械等は使用検査を行う。

ボイラー、第一種圧力容器

【製造段階の許可・検査】

【設置時の検査】

【使用時の検査】



移動式クレーン、ゴンドラ

【製造段階の許可・検査】

【使用時の検査】

